

# 健康福祉委員会資料

## (健康福祉局関係)

### 1 令和2年第5回定例会提出予定議案の説明

(4) 議案第109号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例  
の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第109号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム  
条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年8月27日

健康福祉局

## 議案第 109 号 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 廃止する特別養護老人ホームの概要

名称	定員	建物の移管方法	今後の運営法人
特別養護老人ホーム夢見ヶ崎 (平成 12 年 4 月開設)	64 名 (入所及び養護事業) 16 名 (老人短期入所事業)	無償譲渡	社会福祉法人 和楽会
特別養護老人ホームすみよし (平成 6 年 4 月開設)	84 名 (入所及び養護事業) 16 名 (老人短期入所事業)	無償譲渡	社会福祉法人 セイワ
特別養護老人ホームひらまの里 (平成 11 年 4 月開設)	84 名 (入所及び養護事業) 16 名 (老人短期入所事業)	無償貸付け	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
特別養護老人ホーム多摩川の里 (平成 5 年 6 月開設)	84 名 (入所及び養護事業) 16 名 (老人短期入所事業)	無償貸付け	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団

※ 上記施設の敷地については、無償貸付け

※ 特別養護老人ホームひらまの里は市営住宅と、特別養護老人ホーム多摩川の里は身体障害者福祉会館との合築施設のため、これらの建物については無償貸付け

### 2 廃止理由

川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第 1 次実施計画（平成 30 年 3 月策定）において、特別養護老人ホームについては、民間により質の高いサービスが十分に提供されるようになってきたことから、老朽化が進行していない施設は、現行の指定管理期間が経過した後に、譲渡又は貸付けにより民設化を図ることとされた。

上記計画に基づき、特別養護老人ホーム夢見ヶ崎、特別養護老人ホームすみよし、特別養護老人ホームひらまの里及び特別養護老人ホーム多摩川の里を民設化するため、指定管理期間が終了する令和 2 年度末をもって廃止するものである。

### 3 特別養護老人ホーム

#### (1) 施設数

8 施設（上記 1 の施設、特別養護老人ホームこだなか、特別養護老人ホーム陽だまりの園、特別養護老人ホームしゅくがわら及び特別養護老人ホーム長沢壮寿の里）

#### (2) 事業

老人デイサービス事業に関する事、老人短期入所事業に関する事、措置による入所及び介護福祉施設サービスに関する事等

#### (3) 管理運営

指定管理者が管理運営を行っている。

## 川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例 平成5年3月26日条例第14号 (趣旨)			○川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例 平成5年3月26日条例第14号 (趣旨)		
第1条 この条例は、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置等)			第1条 この条例は、特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。 (設置等)		
第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定により特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。			第2条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第1項の規定により特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。		
2 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。			2 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
特別養護老人ホーム	<del>(削除)</del>		特別養護老人ホーム	川崎市特別養護老人ホーム夢見ヶ崎	川崎市幸区南加瀬1丁目7番14号
	<del>(削除)</del>			川崎市特別養護老人ホームすみよし	川崎市中原区木月祇園町2番1号
	川崎市特別養護老人ホームこだなか	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号		川崎市特別養護老人ホームこだなか	川崎市中原区上小田中1丁目28番55号
	<del>(削除)</del>			川崎市特別養護老人ホームひらまの里	川崎市中原区上平間611番地1
	川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号		川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園	川崎市高津区諏訪2丁目10番15号
	<del>(削除)</del>			川崎市特別養護老人ホーム多摩川の里	川崎市多摩区中野島6丁目13番5号

改正後			改正前		
	川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号		川崎市特別養護老人ホームしゅくがわら	川崎市多摩区宿河原6丁目20番19号
養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号	養護老人ホーム	川崎市恵楽園	川崎市高津区下作延2丁目26番1号

(事業)

第3条 特別養護老人ホームは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものにあつては、川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園（以下「陽だまりの園」という。）に限る。）に関する事
- (2) 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事
- (3) 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事
- (4) 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事
- (5) 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事
- (6) 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事

2 養護老人ホームは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事
- (2) 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関

(事業)

第3条 特別養護老人ホームは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものにあつては、川崎市特別養護老人ホームすみよし（以下「すみよし」という。）及び川崎市特別養護老人ホーム陽だまりの園（以下「陽だまりの園」という。）に限る。）に関する事
- (2) 老人福祉法の規定による老人短期入所事業に関する事
- (3) 老人福祉法第11条第1項第2号の措置に係る者又は介護保険法の規定による介護福祉施設サービスに係る施設介護サービス費の支給に係る者の入所及び養護に関する事
- (4) 地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行う事
- (5) 主として居宅において介護を受ける老人及びその者を現に養護する者に対する老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する援助に関する事
- (6) 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関する事

2 養護老人ホームは、おおむね次の事業を行う。

- (1) 老人福祉法の規定による老人デイサービス事業（介護保険法の規定による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に係るものを除く。）に関する事
- (2) 老人福祉法第11条第1項第1号の措置に係る者の入所及び養護に関

改正後	改正前
<p>すること。</p> <p>(3) 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第4条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に老人ホームの管理を行わせる。</p> <p>(1) 老人ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、老人ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った老人ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、老人ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者は、老人ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用料金)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームにおいて介護保険法の規定による通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（陽だまりの園に限る。）、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護（陽だまりの園に限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームにおいて介護保険法の規定による通所介護、居宅介護支</p>	<p>すること。</p> <p>(3) 介護保険法の規定による居宅介護支援の提供に関すること。 (指定管理者)</p> <p>第4条 市長は、法人であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下「指定管理者」という。）に老人ホームの管理を行わせる。</p> <p>(1) 老人ホームの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。</p> <p>(2) 事業計画書の内容が、老人ホームの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。</p> <p>(3) 事業計画書の内容に沿った老人ホームの管理を安定して行う能力を有すること。</p> <p>2 前項の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。 (指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、老人ホームの管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第6条 指定管理者は、老人ホームの管理のために必要な業務を行わなければならない。 (利用料金)</p> <p>第7条 特別養護老人ホームにおいて介護保険法の規定による通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護（すみよし及び陽だまりの園に限る。）、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護又は介護予防認知症対応型通所介護（すみよし及び陽だまりの園に限る。）を受けた者は、指定管理者に対し、利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 養護老人ホームにおいて介護保険法の規定による通所介護、居宅介護支</p>

改正後	改正前
<p>援又は介護予防通所介護を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第4項各号、第42条の2第2項第1号、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項各号及び第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人ホームの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) その他管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 老人ホームの施設及び設備を滅失し、又はき損した者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>援又は介護予防通所介護を受けた者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>3 利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>(1) 介護保険法第41条第4項各号、第42条の2第2項第1号、第46条第2項、第48条第2項、第53条第2項各号及び第54条の2第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか利用に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額</p> <p>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</p> <p>5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人ホームの利用を拒むことができる。</p> <p>(1) 利用者が定員に達したとき。</p> <p>(2) 利用料金を滞納したとき。</p> <p>(3) その他管理上特に支障があると認めるとき。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第9条 老人ホームの施設及び設備を滅失し、又はき損した者は、市長の指示に従いこれらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p>